

9月は『職場の健康診断実施強化月間』です。

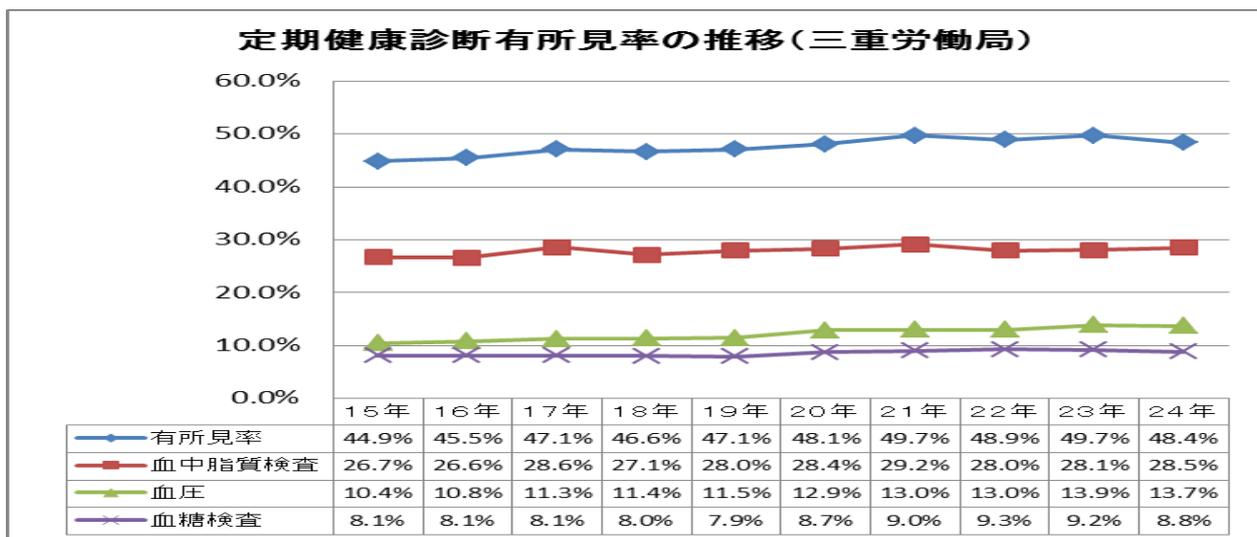
三重労働局・労働基準監督署

職場における健康診断は、労働者の健康状況を把握するための基本となる対策です。そして、労働者個人にとっては疾病の早期発見、健康確保のための健康意識向上等の意義があり、事業者にとっては、労働者の就業の可否・適正配置などを判断するためのものです。

三重労働局管内の労働基準監督署に提出された定期健康診断結果報告書の集計結果（平成24年分）を見ると、何らかの所見を有する労働者の割合は48.4%であり、職場の労働者の約半数に健康に影響を与えるリスクが存在していることから、事業者は、労働安全衛生法に基づく健康診断の実施を徹底し、健康診断結果に基づく保健指導や事後措置を適切に実施することが重要となります。

厚生労働省では、全国労働衛生週間の準備期間である9月を「職場の健康診断実施強化月間」と位置づけ、以下について重点的に取り組むこととしました。

- (ア) 健康診断の実施徹底
- (イ) 健康診断実施後の措置の徹底
- (ウ) 小規模事業場に対する地域産業保健事業の周知と活用の促進
- (エ) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）に基づく事業者から医療保険者への健康診断結果の情報提供に関する義務の周知



(データ出所：定期健康診断結果報告書)

◆健康診断の種類◆

事業者には実施が義務づけられている健康診断には、以下のものがあります。

	健康診断の種類	対象となる労働者	実施時期
一般健康診断	雇入時の健康診断(安衛則第43条)	常時使用する労働者	雇入れの際
	定期健康診断(安衛則第44条)	常時使用する労働者(次項の特定業務従事者を除く)	1年以内ごとに1回
	特定業務従事者の健康診断(安衛則第45条)	労働安全衛生規則第13条第1項第2号に掲げる業務に常時従事する労働者	左記業務への配置替えの際、6月以内ごとに1回
	海外派遣労働者の健康診断(安衛則第45条の2)	海外に6ヶ月以上派遣する労働者	海外に6ヶ月以上派遣する際、帰国後国内業務に就かせる際
	給食従業員の検便(安衛則第47条)	事業に附属する食堂または炊事場における給食の業務に従事する労働者	雇入れの際、配置替えの際

また、次の有害な業務に常時従事する労働者等に対し、原則として、雇入れ時、配置替えの際及び6月以内ごとに1回(じん肺健診は管理区分に応じて1～3年以内ごとに1回)、それぞれ特別の健康診断を実施しなければなりません。

特殊健康診断	<ul style="list-style-type: none"> ・屋内作業場等における有機溶剤業務に常時従事する労働者(有機則第29条) ・鉛業務に常時従事する労働者(鉛則第53条) ・四アルキル鉛等業務に常時従事する労働者(四アルキル鉛則第22条) ・特定化学物質を製造し、又は取り扱う業務に常時従事する労働者及び過去に従事した国籍労働者(一部の物質に係る業務に限る)(特化則第39条) ・高圧室内業務又は潜水業務に常時従事する労働者(高圧則第38条) ・放射線業務に常時従事する労働者で管理区域に立ち入る者(電離則第56条) ・除染等業務に常時従事する除染等業務従事者(除染則第20条) ・石綿等の取扱い等に伴い石綿の粉じんを発生する場所における業務に常時従事する労働者及び過去に従事したことのある国籍労働者(石綿則第40条)
じん肺健診	<ul style="list-style-type: none"> ・常時粉じん作業に従事する労働者及び従事したことのある管理2又は管理3の労働者(じん肺法第3条、第7～10条) <p>注:じん肺の所見があると診断された場合には、労働局に健診結果とエックス線写真を提出する必要があります。</p>
歯科医師による健康診断	<ul style="list-style-type: none"> (歯科医師による健康診断) ・塩酸、硝酸、硫酸、亜硫酸、弗化水素、黄りんその他歯又はその支持組織に有害な物のガス、蒸気又は粉じんを発生する場所における業務に常時従事する労働者(安衛則第48条)

◆健康診断実施後の事業者の具体的な取組事項◆

1. 健康診断の結果の記録

健康診断の結果は、健康診断個人票を作成し、それぞれの健康診断によって定められた期間、保存しておくなくてはなりません。(安衛法第66条の3)

2. 健康診断の結果についての医師等からの意見聴取

健康診断の結果に基づき、健康診断の項目に異常の所見のある労働者について、労働者の健康を保持するために必要な措置について、医師(歯科医師による健康診断については歯科医師)の意見を聞かなければなりません。(安衛法第66条の4)

3. 健康診断実施後の措置

上記2による医師又は歯科医師の意見を勘案し必要があると認めるときは、作業の転換、労働時間の短縮等の適切な措置を講じなければなりません。(安衛法第66条の5)

4. 健康診断の結果の労働者への通知

健康診断結果は、労働者に通知しなければなりません。(安衛法第66条の6)

5. 健康診断の結果に基づく保健指導

健康診断の結果、特に健康の保持に努める必要がある労働者に対し、医師や保健師による保健指導を行うよう努めなければなりません。(安衛法第66条の7)

6. 健康診断の結果の所轄労働基準監督署長への報告

健康診断(定期のものに限る。)の結果は、遅滞なく、所轄労働基準監督署長に提出しなければなりません。(安衛則44条、45条、48条の健診結果報告書については、常時50人以上の労働者を使用する事業者、特殊健診の結果報告書については、健診を行った全ての事業者。)(安衛法第100条)